

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0531 第4号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号)が改正され、令和5年6月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

■算定方法の一部改正項目

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D003 糞便検査				
9	カルプロテクチン(糞便)	270	尿・糞便等 (34)	※

[注] : 下線部が変更されました。

※: ア (略)

イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、FEIA法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ (略)

以上